

平成 28 年 11 月 29 日

株式会社日本コンタクトレンズ

再生手続開始決定のお知らせ

平成 28 年 11 月 15 日付け「民事再生手続申立てのお知らせ」にてお伝えいたしましたとおり、当社及び販売子会社である株式会社日本コンタクトレンズ研究所（所在地：東京都中央区日本橋箱崎町 1 番 7 号千歳ビル。以下「東京販社」といいます。）は、同日付けで名古屋地方裁判所に再生手続開始の申立てを行い、受理されましたが、本日、同地方裁判所から、再生手続開始決定がなされたので、お知らせします。

当社及び東京販社は、裁判所及び監督委員の監督の下、全社一丸となって事業の再生に取り組んでまいります。

お取引先様、お客様をはじめとする関係者の皆様には、引き続きご理解とご支援を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

今後の民事再生手続のスケジュールは次のとおりです。

- 1) 再生債権の届出期限 平成 29 年 1 月 6 日
- 2) 財産評定書・報告書の提出期限 平成 29 年 2 月 3 日
- 3) 認否書の提出期限 平成 29 年 1 月 20 日
- 4) 再生債権の一般調査期間 平成 29 年 1 月 27 日～同年 2 月 3 日
- 5) 再生計画案の提出期限 平成 29 年 3 月 10 日

(注) 当社(事件番号平成 28 年(再)第 14 号)、東京販社(事件番号平成 28 年(再)第 15 号)ともに、共通のスケジュールとなっています。

なお、このスケジュールは、今後の手続の進行により変更となる可能性がございます。

以上